

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年11月11日
【四半期会計期間】	第66期第3四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	金下建設株式会社
【英訳名】	The Kaneshita Construction Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金下 昌司
【本店の所在の場所】	京都府宮津市字須津471番地の1
【電話番号】	（0772）46-3151（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 山崎 哲典
【最寄りの連絡場所】	京都府宮津市字須津471番地の1
【電話番号】	（0772）46-3151（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 山崎 哲典
【縦覧に供する場所】	金下建設株式会社大阪支店 （大阪市北区西天満5丁目9番16号） 金下建設株式会社兵庫支店 （兵庫県豊岡市三坂町5番28号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第3四半期 連結累計期間	第66期 第3四半期 連結累計期間	第65期
会計期間	自平成27年1月1日 至平成27年9月30日	自平成28年1月1日 至平成28年9月30日	自平成27年1月1日 至平成27年12月31日
売上高 (百万円)	8,130	8,672	10,943
経常利益 (百万円)	479	443	534
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	311	293	367
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	471	△100	565
純資産額 (百万円)	19,315	18,960	19,407
総資産額 (百万円)	22,099	22,149	22,335
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	21.59	20.89	25.51
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	85.8	84.0	85.3

回次	第65期 第3四半期 連結会計期間	第66期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成27年7月1日 至平成27年9月30日	自平成28年7月1日 至平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	1.02	6.06

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、製造・販売事業等を行っておりました株式会社KALS(連結子会社)は、平成28年8月2日開催の同社臨時株主総会において解散を決議し、現在清算手続中であります。

第2【事業の状況】

「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示しております。

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益が堅調に推移する等、緩やかな回復基調で推移いたしました。また、為替の変動や海外経済の動向が懸念される等、依然として先行きの不透明な状況で推移いたしました。

建設業界におきましては、公共投資は低調に推移し、民間設備投資につきましても力強さは無く、また、深刻な人手不足や熾烈な受注競争が継続する等、依然として厳しい状況となりました。

このような状況のもとで、当第3四半期連結累計期間の当社グループの売上高は86億7千2百万円（前年同四半期比6.7%増）となりましたが、利益面につきましては、営業利益3億6千3百万円（前年同四半期比2.3%減）、経常利益4億4千3百万円（前年同四半期比7.5%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益2億9千3百万円（前年同四半期比5.8%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。（セグメントの業績については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載しております。）

(建設事業)

受注工事高は114億5百万円（前年同四半期比174.1%増）、完成工事高は84億9千8百万円（前年同四半期比7.1%増）、セグメント利益は6億2千9百万円（前年同四半期比3.1%減）となりました。

(製造・販売事業等)

主にアスファルト製品の製造・販売で、売上高は4億5千2百万円（前年同四半期比24.1%減）、セグメント利益は2千2百万円（前年同四半期比45.9%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、現金預金が増加しましたが、受取手形・完成工事未収入金等、有価証券、投資有価証券がそれぞれ減少したこと等により、前連結会計年度末より1億8千6百万円減少し、221億4千9百万円となりました。

負債は、支払手形・工事未払金等が増加したこと等により、前連結会計年度末より2億6千1百万円増加し、31億8千9百万円となりました。

純資産は、その他有価証券評価差額金が減少したこと等により、前連結会計年度末より4億4千7百万円減少し、189億6千万円となりました。

この結果、自己資本比率は84.0%（前連結会計年度末は85.3%）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成28年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成28年11月11日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	19,033,300	19,033,300	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	19,033,300	19,033,300	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日	—	19,033,300	—	1,000	—	2,121

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 5,093,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 13,737,000	13,737	—
単元未満株式	普通株式 203,300	—	—
発行済株式総数	19,033,300	—	—
総株主の議決権	—	13,737	—

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
金下建設株式会社	京都府宮津市字須津471-1	5,093,000	—	5,093,000	26.76
計	—	5,093,000	—	5,093,000	26.76

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人グラヴィタスによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	9,882	11,849
受取手形・完成工事未収入金等	※ 2,555	2,120
有価証券	950	300
未成工事支出金等	453	367
繰延税金資産	67	67
その他	36	56
貸倒引当金	△20	△14
流動資産合計	13,922	14,745
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,471	1,455
その他(純額)	588	547
有形固定資産合計	2,060	2,002
無形固定資産		
	24	16
投資その他の資産		
投資有価証券	5,981	5,242
その他	614	405
貸倒引当金	△265	△262
投資その他の資産合計	6,329	5,385
固定資産合計	8,413	7,404
資産合計	22,335	22,149

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	1,370	1,783
未払法人税等	27	127
未成工事受入金	159	93
完成工事補償引当金	102	100
賞与引当金	—	52
工事損失引当金	81	47
その他	408	382
流動負債合計	2,147	2,583
固定負債		
繰延税金負債	496	302
役員退職慰労引当金	269	287
その他	16	16
固定負債合計	781	606
負債合計	2,928	3,189
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	2,121	2,121
利益剰余金	16,297	16,447
自己株式	△1,658	△1,860
株主資本合計	17,759	17,708
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,298	889
その他の包括利益累計額合計	1,298	889
非支配株主持分	350	363
純資産合計	19,407	18,960
負債純資産合計	22,335	22,149

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)
売上高	8,130	8,672
売上原価	7,155	7,689
売上総利益	975	984
販売費及び一般管理費	603	621
営業利益	372	363
営業外収益		
受取利息	33	30
受取配当金	32	33
不動産賃貸料	29	28
その他	39	13
営業外収益合計	134	104
営業外費用		
支払利息	0	0
不動産賃貸原価	18	15
その他	9	9
営業外費用合計	27	25
経常利益	479	443
特別利益		
固定資産売却益	—	40
投資有価証券売却益	97	1
特別利益合計	97	41
特別損失		
固定資産売却損	—	0
固定資産除却損	0	1
減損損失	—	33
役員退職慰労金	80	—
その他	8	2
特別損失合計	88	35
税金等調整前四半期純利益	487	449
法人税等	144	140
四半期純利益	344	309
非支配株主に帰属する四半期純利益	33	16
親会社株主に帰属する四半期純利益	311	293

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)
四半期純利益	344	309
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	128	△409
その他の包括利益合計	128	△409
四半期包括利益	471	△100
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	439	△116
非支配株主に係る四半期包括利益	33	16

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第2四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前連結会計年度末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
受取手形	3百万円	一百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)
減価償却費	86百万円	71百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月26日 定時株主総会	普通株式	144	10	平成26年12月31日	平成27年3月27日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間(自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月23日 定時株主総会	普通株式	143	10	平成27年12月31日	平成28年3月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	建設事業	製造・販売 事業等	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,937	193	8,130	—	8,130
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	403	403	△403	—
計	7,937	596	8,533	△403	8,130
セグメント利益	649	15	664	△292	372

(注) 1. セグメント利益の調整額△292百万円には、セグメント間取引消去30百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△322百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	建設事業	製造・販売 事業等	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,498	174	8,672	—	8,672
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	278	278	△278	—
計	8,498	452	8,951	△278	8,672
セグメント利益	629	22	650	△287	363

(注) 1. セグメント利益の調整額△287百万円には、セグメント間取引消去21百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△308百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「建設事業」セグメントにおいて、遊休資産となった土地について減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては33百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	21円59銭	20円89銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	311	293
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	311	293
普通株式の期中平均株式数(株)	14,390,687	14,021,010

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月10日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人グラヴィタス

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木田 稔 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 圓岡 徳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている金下建設株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、金下建設株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。